建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業）（2/2）

環境省

業務用建築物のZEB化に向けた高効率設備等の導入や、低炭素型建材の活用などを支援します。

1. 事業目的

業務用建築物のZEB化に資する高効率設備等の導入、低炭素型の建材の活用等を支援することで、業務用建築物の脱炭素化に向けた取組の普及拡大を図る。

2. 事業内容

④躯体活用型ZEB化改修支援事業（補助率：1/3～2/3、上限：10億円（5年間））

ZEB化改修とともに、既存の躯体を活用し、新築並みの耐用年数に延伸することで、脱炭素と資源循環の両方に資する先導的な改修事業について支援する。

◆補助要件　：ライフサイクルカーボン等を算定すること、 ZEB基準の水準の省エネ性能を達成すること、一定以上の耐震性を確保すること、設計図書等を公表すること、耐用年数を算出すること　等

◆補助対象経費：設備費・工事費（断熱窓・断熱材・高効率空調機器・高効率照明器具・高効率給湯機器・BEMS・再エネ設備等のうち、一定の基準を満たしたもの等）及び設計費（省エネ化及び躯体の活用に関するもの）。ただし、太陽光発電設備については、パワコン、工事費等を補助対象とする。

⑤躯体活用型ZEB化改修調査支援事業（補助率：1/2、上限：1,000万円）

ZEB化と既存躯体の活用の同時実現に係る達成可能性・省CO2効果等についての調査を支援する。

⑥建築物の脱炭素化推進に係る調査等事業（委託）

建築物の脱炭素化を推進するために必要な調査、検討等を行う。

⑦新築建築物のZEB普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑧既存建築物のZEB化普及促進支援事業（継続事業のみ）

⑨ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業（継続事業のみ）

3. 事業スキーム

■事業形態：④⑤⑦⑧⑨間接補助事業、⑥委託事業

■補助対象及び委託先：地方公共団体 、民間事業者、団体等

■実施期間：令和５年度～令和10年度

4. 事業イメージ

＜ ④躯体活用型ZEB化改修支援事業＞

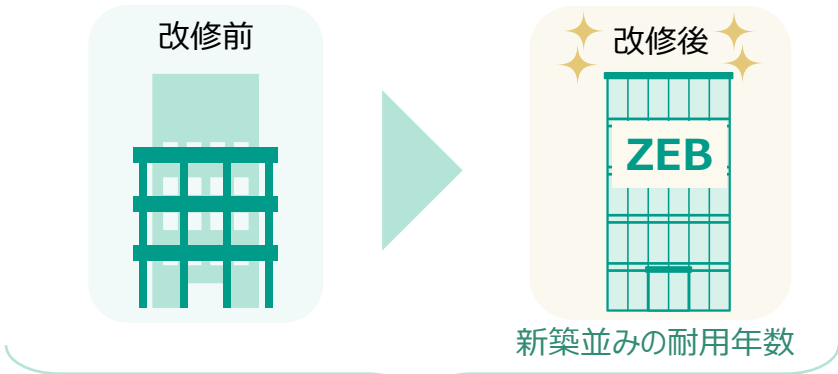

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室　電話：0570-028-341